

危険動物に関する個別危機管理マニュアル

令和４年３月改訂

平成２２年３月策定

平成２６年４月改訂

環境衛生部環境生活課

目 次

第1章 総 則

- 1 目 的 1
- 2 用語の定義 1
- 3 想定危機 1
- 4 被害想定規模等 1
- 5 危機対応組織体制と各部の役割 1

第2章 平常時の危機管理

- 1 危険動物の危機予防対策 2
- 2 危険動物目撃情報及び緊急時の連絡体制 3

第3章 緊急事態等発生時の対応と対策

- 1 危険動物に対する基本的な対応 4
- 2 緊急対応体制 4
 - (1) 緊急通報に対する確認
 - (2) 胆振支庁環境生活課への通報及び状況報告
 - (3) 徘徊活動区域の調査確認及び立入規制の実施
 - (4) 現地本部の設置と活動内容

第4章 危機収束時の対応

- 1 被害者の救済と支援 4
- 2 緊急事態等における対応課題の整理 4

危険動物に関する個別危機管理マニュアル

第1章

1 目的

危険動物が市内を徘徊し、市民の生命、身体若しくは財産が危険にさらされると予想される事態又は市民に危害を加えられる事故事態が発生した場合における、危険動物による被害の未然防止警戒対策及び被害住民の救急救助体制を確立することにより市民生活の安全と安心の確保に努めることを目的とする。

2 用語の定義

危険動物とは、市民の生命、身体又は財産に危害を加えるおそれのある野生動物若しくは愛玩動物又は動物の愛護及び管理に関する法律施行令第3条で規定する特定動物等をいう。(表1)

3 想定危機

危険動物が市内を徘徊し、市民等に対し危害を加え又は日常的市民生活に長期間にわたり多大な不安と脅威を与える事態の発生。

(郊外や山間部での発見、偶然の遭遇等については危機対象としない。)

4 被害想定規模等

- (1) 危険動物により市民が死亡若しくは負傷する事故事態。
- (2) 危険動物が徘徊することにより、市民の外出、児童生徒の通学通園などができなくなる事態。
- (3) 危険動物が徘徊することにより、長時間にわたり道路閉鎖等による交通障害が発生し、市民生活に支障が生じる事態。

5 危機対応組織体制と各部の役割

危険動物が市内を徘徊し、市民の生命、身体及び財産が危険にさらされると予想される事態又は市民が危害を加えられる事故事態が発生した場合は、環境衛生部を危機対応担当所管部とした初動対応を実施するとともに、緊急事態等対策会議を開催し、関係各部をはじめ苫小牧警察署及び消防本部等の関係機関と連携協力して緊急対策等を実施する。

なお、対象がヒグマの場合は、環境生活課がヒグマの防除及び被害の防止を目的に市の対応基準として作成した「ヒグマに関する危機管理マニュアル」に基づき、近隣市町及び関係機関と連携を図って緊急事態に対処する。

【主な各部の役割】

担当部局	主 な 役 割
環境衛生部	危険動物の市民通報内容の確認調査及び行動追跡調査、捕獲等の緊急対策について猟友会、警察、消防等関係機関と協議、出動要請と緊急対策を実施する (避難指示、警戒区域の設定、捕獲・射殺等方法の決定と周知)
危機管理室	危機事態等の情報収集、関係部局及び関係機関との情報伝達・総合調整、市民及び事業者への情報提供、緊急事態等対策会議事務局
総合政策部	市民及び事業者への広報、報道機関への情報提供
消防本部	119番市民通報への対応報告、警戒体制及び救急救助体制の確保 緊急警戒区域内市民への警戒広報（消防広報車）
市立病院	救急医療体制の確保（緊急医療体制の整備）
福祉部	社会福祉施設等への危機事態情報の提供、避難指示通報
健康こども部	幼稚園・保育園等への危機事態情報の提供、避難指示通報
教育委員会	学校等の教育委員会所管施設への避難対応等の指示連絡

【主な関係機関】

関係機関	主 な 役 割
苫小牧警察署	110番通報による警察活動、捕獲・警戒体制の現地指揮、捕獲等行動、住民避難行動等に関する連携活動
胆振総合振興局環境生活課	危険動物の徘徊行動追跡調査及び捕獲活動と捕獲後の動物等の保護、処分に関すること。
北海道猟友会苫小牧支部	危険動物の徘徊行動追跡調査及び捕獲活動と被害防止のための警戒パトロール
大学等研究機関	危険動物の行動や習性等に関する情報提供と捕獲後の動物等の保護、処分に関すること

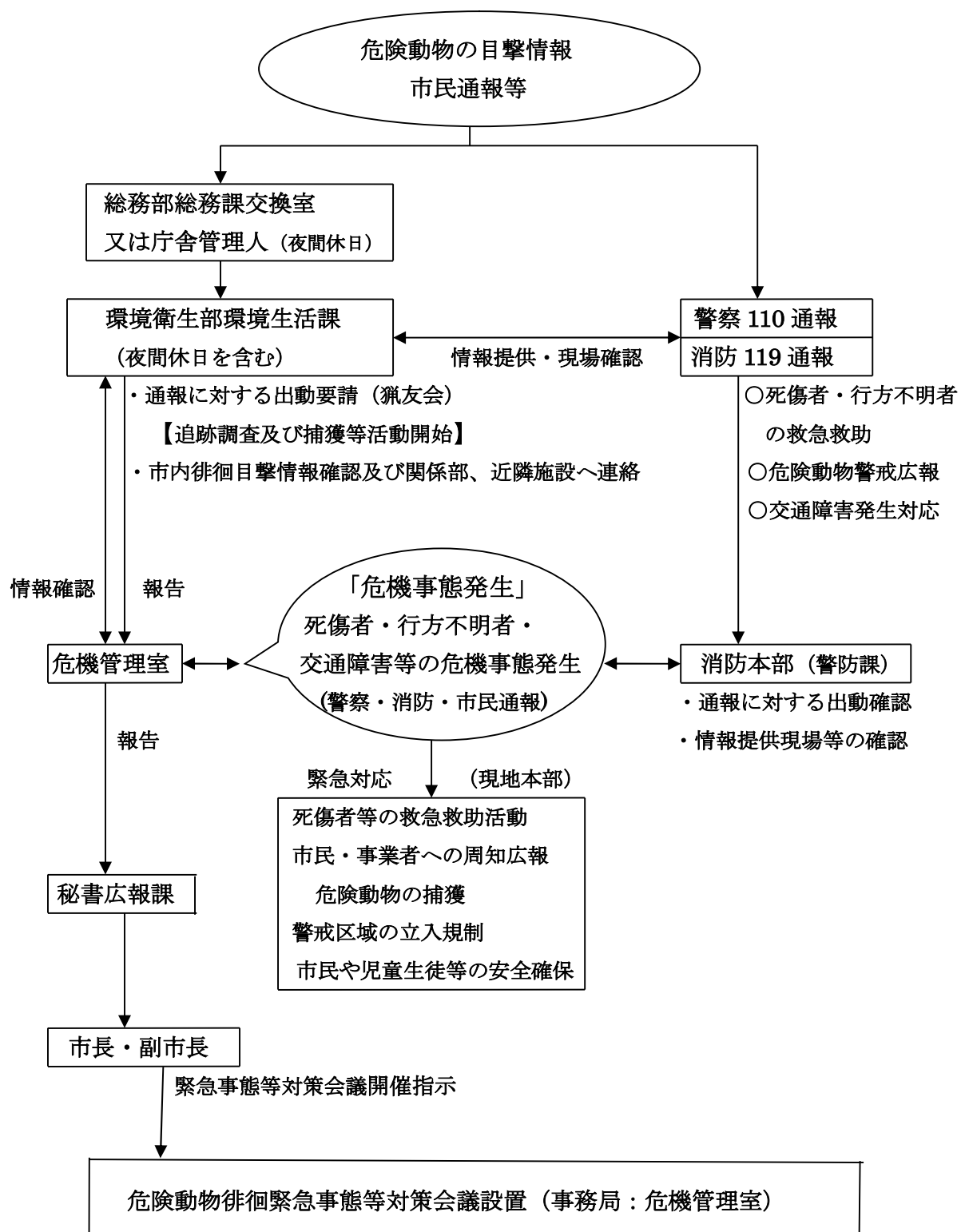
第2章 平常時の危機管理

1 危険動物の危機予防対策

危険動物については、普段から行動分析を関係研究機関等と情報共有するなどして行動範囲あるいは行動形態を分析し、注意警戒を要する区域や箇所などへの市民の立ち入りを制限するほか、注意警戒看板を設置するなどの注意喚起を行い、突然の危害発生を未然に防止するなどの対策をとるほか、目撃情報の提供を呼びかけるなど平常時から危険動物への配慮と対応について市民周知を図る。

危険動物については、市民からの目撃情報の迅速な提供とむやみに近づくことのないように市民PRに努めることを重点的に取り組み、市民通報に対する迅速な関係機関との連携協力体制の整備を図るとともに、日頃から情報を収集するなど市民を危害から守る対策等について調査研究に取り組む。

2 危険動物目撃情報及び緊急時の連絡体制 (フロー図)



第3章 緊急事態等発生時の対応と対策

1 危険動物に対する基本的な対応

- (1) 捕獲、処分等の対応は、動物の生態に詳しい機関等との連携により、市民の安全を十分に確保して行う。
- (2) 周囲の混乱や危害を未然に防止するため警戒区域を設定し、集団登下校体制や当該地域の住民等に不急の外出を控えるよう呼びかけるなど広報活動を重点的に行う。

2 緊急対応体制 ～ 「危険動物徘徊緊急事態等対策会議」設置

- (1) 緊急通報に対する確認 ～ 環境生活課、危機管理室、消防本部
 - ・ 消防本部及び苫小牧警察署への通報内容の情報確認（通報者情報以外も含む）
 - ・ 被害者等の救急救助等の確認と被害状況把握
- (2) 胆振総合振興局環境生活課への通報及び状況報告 ～ 環境生活課
- (3) 徘徊活動区域の調査確認及び立入規制の実施
 - ・ 調査班の活動開始 ～ 環境生活課、猟友会苫小牧支部等関係機関
 - ・ 警備班の派遣 ～ 警察署、消防本部、危機管理室
 - ・ 苫小牧警察署との連絡調整 ～ 環境生活課及び危機管理室
- (4) 現地本部の設置と活動内容 ～ 危機管理室、環境生活課、消防本部の合同本部
現地本部においては、警察等関係機関と連携をとり、直接対応行動の職員指揮と状況把握を行い対策会議へ適時報告する。（報道対応はしない）
 - ・ 現地本部体制（本部車両配備～防災無線）～ 危機管理室
 - ・ 現地対応指揮 ～ 環境生活課、消防本部、苫小牧警察署
 - ・ 周辺住民への広報活動（避難勧告を含む） ～ 消防本部、危機管理室
 - ・ 立入禁止区域等の警戒規制 ～ 消防本部が苫小牧警察署と協力連携する。
 - ・ 対策会議への状況報告・連絡担当 ～ 危機管理室
 - ・ 徘徊活動区域内の現場広報 ～ 消防本部（一次避難行動）
環境衛生部、市民生活部、教育委員会、福祉部、健康子ども部（二次避難行動）
 - ・ 危険動物の捕獲、処分の決定協議 ～ 環境生活課

第4章 危機収束時の対応

1 被害者の救済と支援

被害にあった市民への「相談窓口」を開設し、被害者救済についての相談をうける。
(環境生活課)

2 緊急事態等における対応課題の整理

北海道等の関係機関と協議し、対策対応についての今後に向けた課題整理を行う。
(環境生活課、危機管理室)

(表 1)

動物の愛護及び管理に関する法律施行令

別表 (第三条関係)

科名	種名
一 哺乳綱 (一) 霊長目	
アテリダエ科	アロウアタ属 (ホエザル属) 全種 アテレス属 (クモザル属) 全種 ブラキユテレス属 (ウーリークモザル属) 全種 ラゴトリクス属 (ウーリーモンキー属) 全種 オレオナクス・フラヴィカウダ (ヘンディーウーリーモンキー)
おながざる科	ケルコケブス属 (マンガベイ属) 全種 ケルコピテクス属 (オナガザル属) 全種 クロロケブス属全種 コロブス属全種 エリュトロケブス・パタス (パタスモンキー) ロフォケブス属全種 マカカ属 (マカク属) 全種 マンドリルルス属 (マンドリル属) 全種 ナサリス・ラルヴァトゥス (テングザル) パピオ属 (ヒヒ属) 全種 ピリオコロブス属 (アカコロブス属) 全種 プレスビュティス属 (リーフモンキー属) 全種

	プロコロブス・ヴェルス（オリーブコロブス） ピュガトリクス属（ドゥクモンキー属）全種 リノピテクス属全種 センノピテクス属全種 シミアス・コンコロル（メンタウェーコバナ テングザル） テロピテクス・ゲラダ（ゲラダヒヒ） トラキュピテクス属全種
てながざる科	てながざる科全種
ひと科	ゴリルラ属（ゴリラ属）全種 パン属（チンパンジー属）全種 ポンゴ属（オランウータン属）全種
（二） 食肉目	
いぬ科	カニス・アドゥストゥス（ヨコスジジャッカル） カニス・アウレウス（キンイロジャッカル） カニス・ラトランス（コヨーテ） カニス・ルプス（オオカミ）のうちカニス・ルプス・ディンゴ（ディンゴ）及びカニス・ルプス・ファミリアリス（犬）以外のもの カニス・メソメラス（セグロジャッカル） カニス・スイメンスイス（アビシニアジャッカル） クリュソキュオン・ブラキュウルス（タテガミオオカミ） クオン・アルピヌス（ドール） リュカオン・ピクトゥス（リカオン）

くま科	くま科全種
ハイエナ科	ハイエナ科全種
ねこ科	アキノニュクス・ユバトウス（チーター） カラカル・カラカル（カラカル） カトプマ・テンミンキイ（アジアゴールデン キャット） フェリス・カウス（ジャングルキャット） レオパルドウス・パルダリス（オセロット） レプタイルルス・セルヴァル（サーバル） リュンクス属（オオヤマネコ属）全種 ネオフェリス・ネブロサ（ウンピョウ） パンテラ属（ヒョウ属）全種 プリオナイルルス・ヴィヴェルリヌス（スナ ドリネコ） プロフェリス・アウラタ（アフリカゴールデ ンキャット） プマ属（ピューマ属）全種 ウンキア・ウンキア（ユキヒョウ）
（三） 長鼻目	
ぞう科	ぞう科全種
（四） 奇蹄目 ^{てい}	
さい科	さい科全種
（五） 偶蹄目	
かば科	かば科全種
きりん科	ギラファ・カメロパルダリス（キリン）
うし科	ビソン属（バイソン属）全種 スュンケルス・カフェル（アフリカスイギュ

	ウ)
二 鳥綱	
(一) ひくいどり目	
ひくいどり科	ひくいどり科全種
(二) たか目	
コンドル科	ギュンノギュプス・カリフォルニアヌス (カリフォルニアコンドル) サルコランフス・パパ (トキイロコンドル) ヴルトウル・グリュフス (コンドル)
たか科	アエギュピウス・モナクス (クロハゲワシ) アクイラ・アウダクス (オナガイヌワシ) アクイラ・クリュサエトス (イヌワシ) アクイラ・ファスキアタ (ボネリークマタカ) アクイラ・ニパレンシス (ソウゲンワシ) アクイラ・スピロガステル (モモジロクマタカ) アクイラ・ヴェルレアウクスィイ (コシジロイヌワシ) ギュパエトウス・バルバトウス (ヒゲワシ) ギュプス・アフリカヌス (コシジロハゲワシ) ギュプス・ルエペルリイ (マダラハゲワシ) ハリアエエトウス・アルビキルラ (オジロワシ) ハリアエエトウス・レウコケファルス (ハクトウワシ) ハリアエエトウス・ペラギクス (オオワシ) ハリアエエトウス・ヴォキフェル (サンショ)

	クウミワシ) ハルピア・ハルピュヤ (オウギワシ) ハルピュオプスイス・ノヴァエグイネアエ (パ プアオウギワシ) モルフヌス・グイアネンスイス (ヒメオウギ ワシ) ニサエトウス・ニパレンスイス (クマタカ) ピテコファガ・イエフェリュイ (フィリピン ワシ) ポレマエトウス・ベルリコスス (ゴマバラワ シ) ステファノアエトウス・コロナトウス (カン ムリクマタカ) トルゴス・トラケリオトス (ミミヒダハゲワ シ)
三 ^は 爬虫綱	
(一) かめ目	
かみつきがめ科	かみつきがめ科全種
(二) とかげ目	
どくとかげ科	どくとかげ科全種
おおとかげ科	ヴァラヌス・コモドエンスイス (コモドオオ トカゲ) ヴァラヌス・サルヴァドリイ (ハナブトオオ トカゲ)
にしきへび科	モレリア・アメティスティヌス (アメジスト ニシキヘビ) モレリア・キングホルニ (オーストラリアヤ

	ブニシキヘビ) ピュトン・モルルス (インドニシキヘビ) ピュトン・レティクラトウス (アミメニシキヘビ) ピュトン・セバエ (アフリカニシキヘビ)
ボア科	ボア・コンストリクトル (ボアコンストリクター) エウネクテス・ムリヌス (オオアナコンダ)
なみへび科	デイスフォリドゥス属 (ブームスラング属) 全種 ラブドフィス属 (ヤマカガシ属) 全種 タキュメニス属全種 テロトルニス属 (アフリカツルヘビ属) 全種
コブラ科	コブラ科全種
くさりへび科	くさりへび科全種
(三) わに目	
アリゲーター科	アリゲーター科全種
クロコダイル科	クロコダイル科全種
ガビアル科	ガビアル科全種